

中泊町総合福祉健康センター（湯らぱ〜く）

随時募集

販売所の出店者等募集要項

1 趣旨

この要項は、中泊町総合福祉健康センター（以下「湯らぱ〜く」という。）において、温泉入浴等を目的とした利用客や、湯らぱ〜く周辺の買い物弱者をはじめとした地域の住民に対し、日用品・食料品等の販売提供や町の活性化につながる事業及び町民の利便性を考慮したもの等の出店希望者又は事務所としての利用者等を広く募集するために必要な事項を定める。

2 物件の概要

(1) 所在地

中泊町大字中里字亀山 170 番地 1（湯らぱ〜く）内

(2) 使用目的及び使用料等

使用目的	使用料（賃料）	面積
日用品、食料品等 販売店舗の出店 ほか、町の活性化 につながるような 事業、町民の利便 性を考慮したもの	月額 150,000 円を下限として 見積りした額（※1）	208.94 m ²

※1 使用料は、特色ある店舗づくりとして、産直コーナー、イートインコーナー等を設置する場合、そのスペース分の減額を考慮して見積りした額も可とする。

(3) 出店期間（利用期間）

出店者・利用者の決定後から令和11年 3 月 31 日

（出店準備期間が必要であることから、出店開始時期については、要相談）

(4) 貸与備品

「中泊町総合福祉健康センター（湯らぱ〜く）販売所の運営に係る仕様書」のとおり

3 使用条件及び運営条件等

「中泊町総合福祉健康センター（湯らぱ〜く）販売所の運営に係る仕様書」のとおり

4 応募資格

以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 日用品、食料品等を販売する小売業の経営、又は従事経験がある者、又は同等の体制が確保できる者、又は町の活性化につながるような事業や町民の利便性を考慮したものを経営体制が確保できるもの。

- (2) 青森県内に主たる事業所又は住所を有する者。
- (3) 中泊町暴力団排除措置要綱(平成24年中泊町告示第49号)第2条第1項第8号に規定する排除措置対象者でない者。
- (4) 国税、県税・市町村税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) NPO法人については、特定非営利活動促進法第 29 条に基づく事業報告書等を提出していること。

5 応募申込方法

出店を希望する者は、書類の提出前に電話もしくはメールにて出店を希望する旨の連絡をすること。また、確認したい事項がある時には説明会を開催するもの。

次に掲げる書面を福祉課宛てに 1 部提出するものとする。

【提出物】

- ① 出店申込書(様式 3)
- ② 登記事項証明書(法人)、住民票(個人) 又は 団体規約等(任意団体)
- ③ 国税、県税・市町村税の滞納がないことの証明書(中泊町関係は様式 4)
- ④ 業務実績調書(様式 5) ※小売業経営実績がある方のみ
- ⑤ 経歴書(様式 6) ※小売業従事経験がある方のみ
- ⑥ 見積書(様式 7)
- ⑦ 企画提案書(参考様式 1)

■販売所運営仕様書に従い、以下のアからクの事項を記載し作成すること。

ア 販売所の運営方針	オ 特色ある店舗づくり
イ 営業時間	カ 販売商品の概要
ウ 雇用計画(人員配置)	キ 店舗の配置図(イメージ図)
エ 収支計画 (資金調達、経費見込)	ク その他 (特にPRしたいことなど)

- ⑧ その他 (必要な提出書類として求められたもの)

(4) 審査の方法

出店者選定委員会を設置し、応募書類によって審査を行う。

ただし、審査上必要と認めるときは、応募者と日程調整しヒアリングを行う。

【評価項目】

5-(3)【提出物】に掲げる②～⑦について評価を行うほか、他者に比して特に優れている点がある場合は、これを加点の対象とする。

(5) 出店者の決定

出店者選定委員会の審査結果を受け、町長が出店者・利用者を決定する。なお、選考の結果は採否にかかわらず、書面で通知する。

6 書類提出場所等

(1) 書類の提出場所

〒037-0392 中泊町大字中里字紅葉坂209番地

(2) 書類の提出方法

持参、又は郵送により提出すること。

FAX、電子メールによる提出は、原則認めない。

7 その他

企画提案書の作成及び提出、説明会参加に要する経費等は、提案者の負担とする。

【問い合わせ先】

〒037-0392 中泊町大字中里字紅葉坂 209 番地

中泊町役場 福祉課 福祉推進係

TEL 0173-57-2111(内線 1514) FAX 0173-57-3849

電子メール fukushi02@town.nakadomari.lg.jp